

コインロッカー使用規約

コインロッカーをご利用になる時は、下記事項をご承知頂いた上でご利用下さい。

1. 取扱時間

下記の通りとします。

平日 8:00～21:30

休日 9:00～21:30

※国際会議等の催事で管理者が必要と認める場合、取扱いを制限または停止することがあります。

2. ロッカーに入れる事ができないもの

- (1) 貴重品
現金・キャッシュカード・プリペイドカード・有価証券・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラなどの高価品及びロッカーの利用者にとって貴重な物品、書類、資料等の高額物品。
- (2) 揮発性もしくは毒性のあるものまたは爆発物等の危険性。
- (3) 死体・遺骨・死骸。
- (4) 盗品等の不法物品、銃砲刀剣類など法令等により所持、携帯が禁止されているもの及び、犯罪に使用される恐れのあるもの。
- (5) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの、またはロッカーを汚損・毀損する恐れのあるもの。
- (6) 動物、重量過失(30キログラム以上)、その他保管に適さないと認められるもの。

上記の物品が入られた事実が分かった時、または、その疑いがある時は、独立行政法人国際協力機構緒方貞子平和開発研究所(以下、「弊機構」といいます)において開扉し、収容品の開披・別途保管・廃棄その他適当な措置を取らせて頂きます。

3. ロッカー及び収容品の点検

弊機構が必要と認めたときはロッカーを開錠の上、物品の出し入れに立ち会うことがあります。また、第2項に規定する物品が入られた疑いがある時は弊機構においてロッカーを開扉し、当該収容品を開披点検する事があります。また、状況に応じて別途保管・廃棄その他適当な措置を取らせて頂きます。

4. 使用料金

ロッカーの使用料金は、使用開始時に100円玉が1枚必要となります。(使用終了時に100円玉が戻ります。)

5. 使用期間とお引取り

当日のみとします。使用者が当日21:30を超過してもなおロッカーを返還しない時は収容品を弊機構所定の場所に移し、使用開始の日を含めて6ヶ月間保管します。使用開始から6ヶ月以上経過してもお引取りがない場合には、使用者が収容品に対する権利を放棄したとみなし、弊機構は収容品を処分します。

6. ロッカー鍵の紛失

ロッカー鍵は、ロッカー施錠後、使用者が責任を持って大切に保管してください。使用者がロッカー鍵を紛失した場合は、直ちに弊機構の指定する下記の連絡先に届けてください。収容品は身分を証明するものご提示、指定の書類を提出して頂いた上でお引取り頂きます。なお、ロッカー鍵紛失の場合は、施錠装置の交換代金にかかる実費を申し受けます。(その際発生する手数料や送料等についても負担して頂きます。)後日、鍵のお届けがあっても代金は返金いたしません。※取扱時間外(第1項参照)につきましては、翌日以降の対応となります。

7. 使用者の賠償責任

ロッカーを破損した場合、または他のロッカー内の収容品に損害を与えた場合等、使用者が弊機構または第三者に与えた損害は、使用者に賠償して頂きます。

8. 免責事項

次の各号の場合、ロッカーの収容品に損害を与えた場合、弊機構はその賠償の責任を一切負いません。

- (1) 第2項の入れる事が出来ないものが収容されていた場合。
- (2) ロッカー鍵の紛失または盗用により使用者が損害を受けた場合。
- (3) 使用者の誤施錠等、ロッカーの誤使用による場合。
- (4) 司法権の発動により、関係官公署から収容品を押収または証拠品として提出を求められた場合。
- (5) 天災地変等の不可抗力による場合。
- (6) その他、弊機構の責に帰さない場合。

9. 連絡先

独立行政法人 国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 総合案内

電話番号 03-3269-2911

営業時間

平日 8:00～21:30

休日 9:00～21:30

(21:30時以降は翌日の対応となります。)

年末年始休館日(12月29日～翌年1月3日)、その他別に定める日(施設検査日等)